

○比布町移住世帯民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱

(令和5年4月1日告示第1号)

(目的)

第1条 この要綱は、比布町内の民間賃貸住宅に転入した世帯に対し、家賃の一部を交付することにより、経済負担の軽減を図り、若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 継続して3年以上本町に居住する意思を有して新たに住民登録を行うことをいう。
- (2) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 町営住宅その他の公的住宅
 - イ 社宅、寮等事業主等から無償で貸与されている住宅
 - ウ 3親等内の親族が所有している住宅
- (3) 家賃 賃貸借契約に定められた賃貸借料(管理費、共益費、駐車場使用料その他住宅の賃借料と認められないものを除く。)をいう。
- (4) 若年世帯 転入した日において、夫婦のいずれかが40歳未満である世帯などをいう。
- (5) 子育て世帯 転入した日において、義務教育終了前までの子が居住し、かつ、その子を扶養している夫婦世帯などをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月1日以後に転入した世帯であること。ただし、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に定める技能実習生及び事業所の人事異動による住民登録その他いずれ転出し定住しないことが明らかであると認める者を除く。
- (2) 入居者が賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。
- (3) 世帯員に町税等の滞納がないこと。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。
- (5) 比布町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年比布町条例21号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有していないこと。
- (6) 入居者は、居住行政区の町内会に入会し、地域活動に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、以下の者は対象外とする。

- (1) 公務員
- (2) 独立地方行政法人職員
- (3) 比布町が委嘱する地域おこし協力隊員など
- (4) 交付対象期間中、家賃の支払いに未納がある者

(補助金の額)

第4条 月額補助金の額は次の各号に掲げる区分とする。

- (1) 若年世帯 10,000円
- (2) 子育て世帯 15,000円

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、入居した日の属する月から当該指定に係る賃貸住宅を退去した日の属する月までとし、24か月を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請を受けようとする者は、比布町移住世帯民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、次年度以降も継続して申請する場合は書類の添付を一部省略することができる。

- (1) 入居者の住民票(発行日から1月以内のもの)
- (2) 入居者の町税等に係る納税証明書。ただし、住民税賦課期日後に転入した場合は、転入前の市町村の住民税に係る納税証明書(交付申請時点で最新のもの)
- (3) 賃貸住宅の賃貸借契約書の写し(契約者、家賃の額及び支払の時期のわかるもの)
- (4) 賃貸住宅の家賃の支払が完了したことを証明する書類の写し
- (5) 誓約書(別記様式第2号)
- (6) 居住行政区の町内会会費の領収書の写し(町内会費の額及び支払の時期のわかるもの)
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、翌年度の4月末までに行わなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項の交付(不交付)決定者に対し、比布町移住世帯民間賃貸住宅家賃補助金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(報告及び調査等)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関する事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(決定の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部、又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、比布町移住世帯民間賃貸住宅家賃補助金交付決定取消通知書(別記様式第4号)により当該交付決定者に通知し、当該取消しに係る補助金の返還を命ずることができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に支払った補助金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付対象者に対し、その返還を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還請求をするときは、比布町移住世帯民間賃貸住宅家賃補助金返還請求書(様式第5号)により行うものとする。

3 前条第2項の規定により補助金の返還請求を受けた交付対象者は、当該助成金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めのもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。